

船橋市普通財産の売払いに関する要領

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条第3項に規定する普通財産（以下「普通財産」という。）であって、所有を継続する必要のないものの売払処分について必要な事項を定めるものとする。

(売払いの方法)

第2条 普通財産の売払いは、公募によることを原則とし、売払いの方法は、定価による売払い、又は一般競争入札による売払いのいずれかによるものとする。ただし、次に掲げる場合は、随意契約による売払いができるものとする。

- (1) 船橋市が施行する公共事業に協力した者に対する代替地の売払いの場合。
- (2) 公共事業用地の残地で面積狭小等のため、単独で利用ができない土地の売払いの場合。
- (3) 売払物件について特別の縁故がある者への売払いの場合。
- (4) 競争入札に付することが合理的でなく不利と認められる場合。
- (5) 一般競争入札に付し入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を締結しない場合。

(売払価格)

第3条 定価売払物件の価格は、鑑定価格によるものとする。

2 一般競争入札物件及び前条ただし書に規定する随意契約により売払いをする物件の価格は、取引事例の価格、公示地価、基準地価、路線価及び鑑定業者の意見等を参考に予定価格を定めるものとする。ただし、随意契約により売払いをする物件の価格について、特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

(当選者等の決定)

第4条 一の定価売払物件への応募者が複数の場合は、公開抽選により当選者を決定するものとする。

2 一般競争入札物件の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをした者をもって決定する。ただし、落札となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

(用途指定等)

第5条 普通財産の売払いに当たっては、公益上必要があると認める場合は、用途の指定及び転売禁止等の条件を付けることができる。

(売払代金の納付)

第6条 売払代金の納付方法は、一括払いとする。

(売払手続)

第7条 売払手続は、船橋市公有財産規則（船橋市規則第61号）の定めるところによるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成8年9月1日より施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この要領は、令和2年1月17日より施行する。